

## シンガポール：法務 Q&A

---

### Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

### Answer:

シンガポールでの現地法人の設立手続は簡易で特段の制約はなく、最低資本金規制や外資規制もありません。ただし、取締役のうち最低 1 名はシンガポール居住者としなければなりません。また、設立から 3 か月以内に会計監査人の選任が、設立から 6 か月以内にカンパニーセクレタリーの選任が必要となります。なお、①当該事業年度の売上高が S\$1000 万以下、②当該事業年度の総資産が S\$1000 万以下、③当該事業年度の従業員数が 50 名以下のうち、2 つの要件を満たす場合には会計監査人の選任義務が免除されます。

---

### Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

### Answer:

現地法人を清算する場合には、株主総会の特別決議によって行う Members' Voluntary Winding Up（自主的清算）という手続を採ることが一般的です（ただし、自主的清算は、債務超過でなく、かつ、支払能力を有していることが条件となります）。清算手続は、清算人の選任、登記及び新聞公告、資産換価手続、税務申告等を経て、最終清算配当を行い、清算完了の登記を行うといった流れで、1 年から 1 年半程度で終了するのが一般的です。JV から撤退する場合には、撤退のための条件や手続につき JV 契約の内容を十分に確認する必要があります。

---

### Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

### Answer:

外国人がシンガポールで就労する場合には、予め就労許可証（Employment Pass 又は S Pass など）を取得する必要があります。近年、就労許可証の発行が厳格化されており、申請が拒絶されたり審査に時間がかかったりするケースが増えていますので、出向開始前に時間に余裕をもって申請を行う方が無難です。現地法人の従業員が 10 名以上で、かつ、出向者の月給が 15,000 シンガポールドル未満の場合には、原則として政府が運営する求職サイトに 14 日間求人広告を掲載した後でなければ、出向者の就労許可証の申請を行うことができません。また、全従業員数に占める外国人従業員数の割合に制限がある場合がありますので、注意が必要です。

---

**Question:**

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点がありますか。

**Answer:**

シンガポール雇用法は全ての従業員に適用されるわけではなく、例えば、所定の月給額を超える管理職や上級職には適用されません。さらに、残業代等を定めた雇用法第4章は、雇用法が適用される従業員のうち所定の月給額に満たない従業員にしか適用されません。したがって、従業員を雇用するにあたって労働条件を定める際には、当該従業員に対する雇用法の適用の有無や適用範囲を確認する必要があります。解雇については、日本におけるような正当事由が要求されておらず、原則として所定の事前通知を行うことによって雇用関係を解消することができます。ただ、年齢や性別等を理由とする差別的な解雇は禁じられており、また、整理解雇については解雇手当の支払いなどについてガイドラインが施行されていることにご留意ください。

---

**Question:**

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

**Answer:**

契約の準拠法や言語を規制する法律はありませんので、自由に選択することができます。

---

**Question:**

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

**Answer:**

契約書に仲裁条項を規定することや外国の裁判所を管轄裁判所として定めることは可能です。シンガポールはニューヨーク条約に加盟していますので、ニューヨーク条約加盟国における仲裁判断であれば、シンガポール国内において執行することができます。一方、コモンウェルス（英連邦）以外の外国の判決をシンガポール国内で執行するためには、シンガポールにおいて再度裁判を提起し、外国判決をシンガポール国内で執行するための所定の要件を満たすことを立証する必要があります。

---

**Question:**

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

**Answer:**

特段の規制はありません。

---

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点がありますか。

Answer:

シンガポールの汚職防止法は、公務員のみならず私人に対する贈収賄行為も禁じています。シンガポールでは汚職を厳しく取り締まっており汚職の度合いは低いですが、キックバック等の民間部門での贈収賄は散見されますので、汚職の防止のための社内規程の策定や業務フローの構築が望まれます。また、テロ活動やマネーロンダリングを防止するための法令が強化されていますので、これらの活動に期せずして巻き込まれることのないよう、取引相手等の身元確認を十分に行う必要があります。

---

Question:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

会社法上、1人以上の取締役が必要とされており、そのうち少なくとも1名はシンガポール居住者でなければなりません。シンガポール居住者の取締役1名の他は、シンガポール国外に居住する者でも取締役に就任することが可能です。国籍要件や業務経験等に関する要件はありません。

---